

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、  
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「人権擁護委員」についてお伝えします。



今回の役場組織改編により、人権施策担当課が総務課となりました。今後も継続して、人権についての記事を掲載します。

「人権擁護委員制度」・「人権擁護委員の日」をご存知ですか。6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。日本が戦後新しく生まれ変わったとき、国民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及・高揚が強く求められ、基本的な人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民のなかにあつて国民の基本的な人権を擁護する機関として、人権擁護委員制度が誕生しました。この間、法務省の人権擁護機関は、人権尊重思想の普及・高揚のため人権擁護活動に積極的に取り組んできたところです。

しかし、いまだに、生命・身体

の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、民族・国籍の違いや障がいの有無等、各人が持つ様々な違いを超えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築き、同大会後もこれをレガシー（後世に遺すべき有形・無形の財産）として次世代に承継していかなければなりません。

さらに、平成30年（2018年）は、世界人権宣言が国連で採択されてから70年の節目の年でもあります。

そこで、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えらるとともに、来るべき2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていく必要があるとの視点から、平成30年度の啓発活動

重点目標を「世界人権宣言70年」「みんなで築こう 人権の世紀」を考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心からと定め、積極的な啓発活動を展開しています。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設の人権相談所の開設を始めとした人権尊重思想の一層の普及・高揚に努めることとしております。

次の皆さんが、村長から推薦され、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員です。（敬称略）

高橋悦子（吉田一）  
長尾和秀（中松一）  
興呂木和朗（第一駐在）  
荒牧幸吉（第六駐在）  
市原邦幸（下野）  
今村理恵（川後田）

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。